

## 【小・中・義務教育学校】令和3年度 常勤講師及び非常勤講師等取扱一覧

名称		任用期間	勤務時間	給与・諸手当	支給方法	休暇等	社会保険等
常勤講師等	一般定数内講師 一般定数内養護助教諭	原則 4月1日～9月30日、 10月1日～3月31日	週38時間45分 (7時間45分×5日)	○経験年数に応じた給料号給 ○通勤手当等各種手当支給 ○任用期間によって期末・勤勉手当支給 ○退職手当(6か月以上の任用期間がある者)	○システムにより申請した給与振込口座への振込  ※給料は、毎月21日に口座払(その日が週休日等に当たるときは、その日以前における直近の金融機関営業日。以下同じ) ※期末・勤勉手当は、6月期は6月30日、12月期は12月10日に口座払	・『臨時的任用職員の休暇について(通知)』による ・任用期間によって付与される	公立学校共済組合に加入 新たに任用される場合で、31日以上の任用期間がある方は、任用開始月以降5ヶ月を経過するまで雇用保険に加入する
	一般定数内学校事務職員 一般定数内学校栄養職員	原則 4月1日～9月30日、 10月1日～3月31日					
	育休定数内講師 育休定数内養護助教諭	原則 4月1日～3月31日					
	産休代員、育休代員、 休職代員等	配置を必要とする期間					
名称		配置基準等	勤務時間、授業形態等	報酬額	支給方法	休暇等	社会保険等
非常勤講師等	特別支援学級児童生徒の学習支援		特別支援学級に係る教員一人当たりの児童生徒数が一定数以上で、児童生徒の学習の充実を図るために配置が効果的と認められる学校	週30時間 学級担任や教科担任とTT方式(一部、単独授業)	○1,370円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、提出しない場合:乙欄適用) ○1ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合)	○システムにより申請した給与振込口座への振込  ※報酬は、毎月21日に口座払(その日が週休日等に当たるときは、その日以前における直近の金融機関営業日。以下同じ) ※期末手当は、6月期は6月30日、12月期は12月10日に口座払	・年次有給休暇(任用期間、週当たりの勤務時間数及び日数に応じた休暇を付与) ・病欠休暇 ・特別休暇
	小規模小学校サポート		8学級以下の小規模小学校における学校運営の円滑化、機能化の促進及び教職員の出張や研修等による校務への支障の軽減を図る必要がある小学校	週30時間			
	学校サポート		さまざまな教育課題へ対応し、教育活動の充実を図る必要がある中学校				
	のぞみ分校(鳥取市立東中学校) いずみ分校(米子市立福生中学校)		学力の向上、問題行動、特別な支援を必要とする生徒への支援等へ対応するため				
	LD等特別支援		特別な支援や配慮が必要な児童生徒が在籍し、学級経営等が困難な通常学級に対して、教育の充実を図る必要がある学校				
	養護教諭育児短時間勤務後補充		育児短時間勤務者の後補充が必要と認められた学校	週25時間			
	育児短時間勤務者の後補充	事務職員、 学校栄養職員の 後補充	育児短時間勤務者の後補充が必要と認められた学校、または学校給食センター	本務者欠時間+引継時間			
	校内サポート教室		不登校(傾向)生徒が常時存在し、サポート教室を設けることで支援が有効に機能すると見込まれる中学校	週25時間			
	妊娠中教員体育実技等補助		妊娠中の教員の母体保護と体育実技授業の教育効果の確保を図る	必要に応じて、週2～30時間			
	小規模中学校美術		小規模中学校で全教科の教員を配置することが困難な学校				
	教科補充		小中学校において教科の授業を完全補充することを目的				
	中学校 免許外教科担任解消		8学級以下で、免許外教科担任の解消を図る必要があると認める中学校				
		必要に応じて、1校週2～30時間の範囲					
			○1,690円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、提出しない場合:乙欄適用) ○1ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合)				
			○勤務時間が週20時間以上かつ4月1日～3月31日まで任用がある場合は社会保険(健康保険、介護保険、厚生年金保険)のこと。以下同じ)に加入				
			○勤務時間が週30時間の場合、2ヶ月1日以上発令があれば社会保険に加入				
			○上記以外の勤務時間の場合、国民健康保険等に各自で加入				
			○週20時間以上かつ31日以上の任用がある場合は雇用保険に加入				

## 【小・中・義務教育学校】令和3年度 常勤講師及び非常勤講師等取扱一覧

	名称	配置基準等	勤務時間、授業形態等	報酬額	支給方法	休暇等	社会保険等
非常勤講師等	小学校専科	8学級規模以下の小学校で理科、音楽科の指導体制の充実に課題があり、必要と認める学校	1校週2～30時間の範囲 理科は学級担任とTT形式。 音楽は単独又は担任とTT形式	○1, 690円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出(源泉所得税控除→提出した場合: 甲欄適用、提出しない場合: 乙欄適用) ○1ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合)		・年次有給休暇(任用期間、過当たりの勤務時間数及び日数に応じた休暇を付与) ・病気休暇 ・特別休暇	
	初任者研修(メンター)後補充	メンター方式による初任者研修校のうち、初任者研修サポート教員の加配が無い学校で、校内教員でメンターチームを組んで初任者の指導・育成を図るための指導時間確保のために特段の希望がある場合のみ、市町村教委の求めに応じて会計年度任用職員を派遣	○1日あたりの勤務時間は7時間45分(授業5時間相当)以内 ○年間280時間(授業170時間相当)以内				
	初任者研修(出張)後補充	校外での初任者研修に係る初任者が出張の場合で学校教育の円滑化を図るために特段の希望がある場合のみ、市町村教委の求めに応じて会計年度任用職員を派遣	○初任者1人あたり年間18日以内 ○1日あたりの勤務時間は7時間45分以内(授業5時間が上限)				
	初任者研修(メンター方式以外の一人配置校指導教員)	初任者の一人配置校に対して、初任者研修の適正な実施のため、市町村教委の求めに応じて会計年度任用職員を派遣	○1週12時間(授業7時間相当)以内 ○年間360時間(授業210時間相当)以内	○2, 650円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出(源泉所得税控除→提出した場合: 甲欄適用、提出しない場合: 乙欄適用) ○1ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合で、対象期間の月当りの平均額を算出する)	○システムにより申請した給与振込口座への振込	年間の所要勤務日数が48日以上の場合、任用期間により休暇が付与される場合がある。 ・年次有給休暇 ・病気休暇 ・特別休暇	各個人で国民健康保険等に参加
	初任者研修に係る中学校教科指導担当	初任者を配置する中学校において、初任者以外に同じ教科を担当する者がいない場合で、市町村教委の求めに応じて会計年度任用職員を派遣	1週4時間以内 年間120時間以内				
	新規採用養護教諭研修	新規採用養護教諭の配置された学校を所管する市町村教委の求めに応じて、会計年度任用職員を派遣	○校内研修に係る指導助言は、年間15日以内、1日4時間程度 ○校外研修における後補充は年間15日以内、1日7時間45分				
	教員業務アシスタント	教員の多忙解消・負担軽減等のために配置の必要があると認める学校	週16時間以内又は週20時間以内 (年間560時間以内又は700時間以内)	○940円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出(源泉所得税控除→提出した場合: 甲欄適用、提出しない場合: 乙欄適用) ○1ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合で、対象期間の月当りの平均額を算出する)			
	妊娠中養護(助)教諭業務補助	妊娠中養護教諭の母体保護と保健室運営の効果の確保を図る	○週15時間以内 ○4～6月までの総時間数90時間(6週間)以内	○2, 650円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出(源泉所得税控除→提出した場合: 甲欄適用、提出しない場合: 乙欄適用)			・年次有給休暇(任用期間、過当たりの勤務時間数及び日数に応じた休暇を付与) ・病気休暇 ・特別休暇

## 【小・中・義務教育学校】令和3年度 常勤講師及び非常勤講師等取扱一覧

	名称	配置基準等	勤務時間、授業形態等	報酬額	支給方法	休暇等	社会保険等	
非常勤講師等	特別非常勤	基本的に、学習指導要領の内容については教員が指導し、発展的な内容について特別非常勤講師が指導するものとして、学校教育の円滑化を図るために特段の希望があり、必要があると認める学校	○教科等別に1校の上限を設定 ○1人あたりの時数、校数の制限なし ○授業担当者とのTT形式が望ましい	○2,650円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、提出しない場合:乙欄適用) ○1ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合で、対象期間の月当りの平均額を算出する)		年間の所要勤務日数が48日以上の場合、任用期間により休暇が付与される場合がある。 ・年次有給休暇 ・病気休暇 ・特別休暇	各個人で国民健康保険等に参加  ※複数校配置により勤務時間が週20時間以上かつ31日以上任用がある場合のみ雇用保険に加入	
	小学校外国語・外国語活動支援員	小学校3～6年における外国語・外国語活動において、配置を希望する小学校のうち、教育活動の充実を図るため必要がある学校	○第3・4学年 1学級当りの上限は20時間 ○第5・6学年 1学級当りの上限は40時間  ※ただし、複数校勤務の場合は、週30時間を上限とする。	○1,000円×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、提出しない場合:乙欄適用) ○1ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合で、対象期間の月当りの平均額を算出する)	○システムにより申請した給与振込口座への振込  ※報酬は、毎月21日に口座払(その日が週休日等に当たるときは、その日以前における直近の金融機関営業日。以下同じ) ※期末手当は、6月期は6月30日、12月期は12月10日に口座払			
	学校生活適応支援員	学力向上につなげるため、不登校及び問題行動の早期発見・早期対応や未然防止等の生徒指導上の諸問題の解決・改善の充実を図る必要がある小学校	学校ごとの配置時間数による					
	スクールカウンセラー	全中学校(拠点校方式)	学校ごとの配置時間数による (複数校に勤務する場合、合計が週30時間以下とする)	○個別単価×勤務した時間数 ※通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給 ※県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出(源泉所得税控除→提出した場合:甲欄適用、提出しない場合:乙欄適用) ○1ヶ月分の報酬に相当する期末手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合で、対象期間の月当りの平均額を算出する)			・年次有給休暇(任用期間、週当たりの勤務時間数及び日数に応じた休暇を付与) ・病気休暇 ・特別休暇	